

IPアドレス移転とは何を意味するか？

JPNICからの意見として

第14回JPNICオープンポリシーミーティング
「IPv4アドレスの回収・再分配」アワー
2008年 7月23日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
IP事業部長 前村 昌紀 maem@nic.ad.jp

「JPNICにおける
アドレス空間管理ポリシー」曰く、

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」曰く、 (1/4)

• 5.1.4 アドレスの節約

- インターネットアドレス空間という限られた資源の寿命を最大限に延ばすために、アドレス空間は、実際の使用量に応じて**当面本当に必要となる数だけ**が分配されるべきである。
- 従ってアドレス空間を使用せずに蓄積したり、顧客のために予約したりすることは避けなければならない。
- 節約するということはまた同時に、効率的に使用すべきということも意味しており、全てのインターネット利用者は、「可変長サブネットマスク (VLSM)」等の技術の他、効率的なアドレス空間の利用を実現する技術をできるだけ採用するべきである。

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」曰く、 (2/4)

- 5.1.5 公平性

- アドレス空間の使用に関する全てのポリシーは、現在および未来にわたる全てのインターネットコミュニティの構成員に対し、場所、国籍、規模その他いかなる要因にも左右されることなく公平に適用され実践されるべきである。

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」曰く、 (3/4)

- 9.8 割り振りと割り当ての有効性
 - アドレス空間の割り振り、割り当ては全て、割り振られたまたは割り当てられたときに適用された基準が効力を持つ間のみ有効となる。
 - 特定の目的のために割り振りまたは割り当てが行われても、その目的がなくなった場合は割り振りもしくは割り当てでも有効ではなくなる。
 - 割り振りまたは割り当ては、虚偽もしくは不完全な情報にもとづいて行われたことが判明した場合無効になる。
 - このときアドレスは適切なIRに返却されるべきである。

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」曰く、 (4/4)

- 9.9 アドレス空間の譲渡
 - アドレス空間の売買や無許可の譲渡は認められない。そのような譲渡は無効である。
 - そのような譲渡によるアドレスを保持する組織は、そのアドレスを適切なIRに返却しなければならない。

アドレス移転 ≡ 売買 に横たわる問題点

現行ポリシーが志向する“fairness”

- 使いたいと思う人に出来るだけ広く分配したい
 - IPv4アドレスは、必要十分なサイズを分配
 - 希少性の制限から、余分なものは出せません
 - 必要なものも出し渋るということではありません
 - 希少性がないなら、これだけで十分かも。
 - 使いたいと思っても、ある時点でなくなるかもしれないという状況で、何が「公平な分配」か？
- First Come First Served くらいしか寄って立つ
根拠がない

アドレス移転とは？

- ・ レジストリにとって
 - 「あるアドレス空間のホルダ」を「別の人」に書き換える作業
- ・ ホルダにとって
 - 「余った物」を「足りない他の人」に譲ること
- ・ 現行ポリシーに照らせば、「余った物」は「レジストリに返せ」が正しい

つまり、アドレス移転とは？

- ・ レジストリにとって: first come first servedの大原則に対する大きな方針転換
 - IPv4アドレス分配における次のservice(分配)先の指定を、**現ホルダの一存**でに転換する
- ・ ホルダにとって: 「処分権」が認められる、ということ
 - →「私的財産」→「資産価値」
 - 譲り受け側は「処分先」に指定されるため譲渡条件を整備

どうするべきでしょうか？

日本のコミュニティはどう考えますか？

- IPv4アドレスが必要な人々
 - 買ってでも調達したい
- IPv4アドレスが余っている人
 - これでお金もらって儲けようと思っ
てますかね？
- LACNIC, AfriNICでは、議論がまだなく、賛同が薄い

ありがとうございました。

IPアドレス移転とは何を意味するか？

JPNICからの意見として

第14回JPNICオープンポリシーミーティング

「IPv4アドレスの回収・再分配」アワー

2008年 7月23日